

魚沼市軽自動車税減免要件

身体障害者等に関する減免

- (1) 対象となる方（ア～エを併せて「身体障害者等」といいます）
- ア 身体障害者（対象となる障害等級については別紙のとおり）
 - イ 戦傷病者
 - ウ 知的障害者（療育手帳に『A』と表示されている方）
 - エ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療（精神）受給者証の交付を受けている者に限る）の障害等級が1級の方）

(2) 減免の種類と手続き（4月1日現在に下記の条件を満たしていることが必要です）

	本人運転	家族運転
制度の概要	身体障害者本人が所有（所有権留保付売買における買い主を含む）する自動車で、自ら運転するもの （所有者が同一生計者で使用者が身体障害者本人である場合を含みます）	身体障害者等が所有（所有権留保付売買における買い主を含む）する自動車で、身体障害者等の利用に供するため同一生計者が運転するもの （所有者が同一生計者で使用者が身体障害者等本人である場合を含みます）
利用目的	制限はありません。	身体障害者等の通学・通院・通所・生業のために賦課期日以降6ヵ月以上継続して、週1日又は月4日以上使用すると認められるもの
車検証上の名義人に係る要件	①～③のいずれかであること ①所有者・使用者とも身体障害者本人 ②所有権留保付売買の車両の使用者が身体障害者本人 ③所有者が同一生計者で使用者が身体障害者本人（この場合の納税義務者は身体障害者本人であること）	身体障害者等が18歳以上の場合 ①所有者・使用者とも身体障害者等本人 ②所有権留保付売買の車両の使用者が身体障害者等本人 ③所有者が身体障害者等本人で使用者が同一生計者（本人運転③かつこ書と同じ） ④所有者が同一生計者で使用者が身体障害者等本人（本人運転③かつこ書と同じ） 身体障害者が18歳未満、知的障害者、精神障害者の場合 上記（身体障害者が18歳以上の場合）の①～④又は次の⑤、⑥のいずれかであること ⑤所有者・使用者とも同一生計者 ⑥所有権留保付売買の車両の使用者が同一生計者
必要書類	① 減免申請書（押印は不要です。） ② 納税通知書 ③ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証（マイナ免許証の場合は、特定免許情報の提示が必要です。） ⑤ 自動車検査証（車検証） ⑥ 納税義務者のマイナンバーを確認できる書類	① 減免申請書（押印は不要です。） ② 納税通知書 ③ 身体障害者手帳等 ④ 運転する方の運転免許証（マイナ免許証の場合は、特定免許情報の提示が必要です。） ⑤ 自動車検査証（車検証） ⑥ 納税義務者のマイナンバーを確認できる書類
申請期限	納期限まで	
提出先	税務課（本庁舎）、北部庁舎	

※ 減免の対象となる範囲・・・障害等級は個別等級によります。

(3) 留意していただく事項

- ・ 減免の対象となる自動車は、「身体障害者等 1 人に対して 1 台」に限られています。
- ・ 営業用ナンバーの自動車、リース車は減免を受けることができません。

※ 社会福祉法人等に対する減免は個人の減免と要件等が異なります。詳しくは税務課市民税係 (TEL 025-792-9751) までお問い合わせください。

身体障害者本人が運転する場合

区分	級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
視覚障害		→				1級から4級まで			
聴覚障害			→		2級から3級まで				
平衡機能障害				→	3級				
音声障害、言語機能又はそしゃく機能障害				→	3級の喉頭摘出に限る				
上肢不自由		→		1級から2級まで					
下肢不自由		→						(注)	
		1級から6級まで						(注)	
		(注)「下肢不自由7級」が2以上ある場合は「下肢不自由6級」とする。							
体幹不自由		→				→		1級から3級まで及び5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	→		1級から2級まで					
	移動機能	→						1級から6級まで	
心臓機能障害		→		→	1級及び3級				
じん臓機能障害		→		→	1級及び3級				
呼吸器機能障害		→		→	1級及び3級				
ぼうこう又は直腸の機能障害		→		→	1級及び3級				
小腸機能障害		→		→	1級及び3級				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		→			1級から3級まで				
肝臓機能障害		→			1級から3級まで				

身体障害者等の家族又は介護者が運転する場合

区分	級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害		→				1級から4級まで		
聴覚障害			→		2級から3級まで			
平衡機能障害				→	3級			
音声障害、言語機能又はそしゃく機能障害				→	3級の喉頭摘出に限る			
上肢不自由		→		1級から2級まで				
下肢不自由		→			1級から3級まで			
体幹不自由		→			1級から3級まで			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	→		1級から2級まで				
	移動機能	→			1級から3級まで			
心臓機能障害		→		→	1級及び3級			
じん臓機能障害		→		→	1級及び3級			
呼吸器機能障害		→		→	1級及び3級			
ぼうこう又は直腸の機能障害		→		→	1級及び3級			
小腸機能障害		→		→	1級及び3級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		→			1級から3級まで			
肝臓機能障害		→			1級から3級まで			